

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第15号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 校園文書等通送に関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知を受けた日：令和6年1月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>3 校園文書等通送業務のあり方や費用対効果について検証を求めたもの</p> <p>学校園等を自動車で巡回し集配する業務は、平成22年度から事業者へ業務委託しており、現契約は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの長期継続契約となっている。 現契約についてどのような検証がなされたか確認したところ、次の事実が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託へ移行する直前の平成21年度当時に他都市状況調査を実施して以降は他都市状況を把握していなかった。 ・ 校園文書等通送業務のあり方や委託料の妥当性について検証した記録がなかった。 <p>【指摘事項3】 教育委員会事務局は、通送利用者に対して文書の電子化を更に促進するとともに、現事業のあり方を、他都市状況の調査や同種事業との比較なども含め、適時適切に検証されたい。</p>	<p>ネットワーク基盤の再構築に伴い、令和4年7月にOutlook等を活用して、更に文書の電子化が促進されるよう関係課への周知を行った。</p> <p>現事業のあり方については、通送業務を郵送料に置き換えた場合の試算や他都市の状況調査を行い、現在の学校園等間での自動車での集配業務委託方式での費用対効果について検証を行った結果、十分な費用対効果が認められた。</p> <p>現事業について、今後も適時適切に検証を行うため、引継書に検証を適時実施することを記載し実施していく。</p>	措置済	令和5年11月30日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第16号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 地方独立行政法人 大阪市博物館機構

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和6年2月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>1 館蔵品の定期点検について改善を求めたもの 各館の館蔵品の定期点検に係る規定を確認したところ、各館で検査時期及び方法が異なっていた。また、本法人の事務局はその事実を把握していなかった。</p> <p>[指摘事項1] 本法人は、事務局において、各館の館蔵品の定期点検の状況を適切に把握した上で、検査時期及び方法について、統一的な定めとする部分と各館独自の定めとする部分を整理し、要項を再整備されたい。また、事務局から各館に対して、館蔵品の定期点検の意図と再整備した要項について周知徹底するとともに、各館は、その内容を踏まえて規定を再整備されたい。さらに、事務局は、再整備した要項及び規定に沿った点検が行われているか定期的にモニタリングする仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】 ①事務局において、各館の館蔵品の定期点検の状況を適切に把握の上、法人全体の統一的な定めとして、検査時期及び検査方法について解釈に齟齬(そご)が生じないように、以下の内容を適切に反映した要項の再整備を行った。</p> <p>※第8条 (1) 国宝・重要文化財及び重要美術品 毎年度、全数を点検する。 (2) 100万円以上の評価額の館蔵品 毎年度、一定数の点検を行い、5年間で全ての館蔵品を点検する。 (3) 100万円未満の評価額の館蔵品 毎年度、一定数抽出の上、毎年検査する。</p> <p>②事務局から各館に対し、館蔵品の定期点検の意図と再整備した要項について周知徹底を行った。各館は、再整備された要項の内容及び各館の特性を踏まえ、法人全体の統一的な定め範囲内において、各館ごとに館蔵品検査に係る規程を再整備した。</p> <p>③事務局において、各館で再整備した規程を集約するとともに、再整備した要項及び規程に沿った点検が行われているか、自主点検表の確認やヒアリング等により、毎年度、モニタリングを実施することとした。</p>	措置済	令和5年12月22日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第22号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 教育委員会事務局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所管所属：教育委員会事務局

通知を受けた日：令和6年1月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)									
4	<p>業務委託における契約変更の手続きについて改善を求めたもの</p> <p>抽出した業務委託について確認したところ、一部において業務委託における契約変更ガイドラインに基づく事務手続きに誤りが生じていた。 検出された不備は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>検出事項</th> <th>検出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>契約変更の手続きの不備</td> <td>当初契約の3.5倍となる変更が生じたが、契約変更手続き後の着手が行われていなかった</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>受注者への変更内容の通知の不備</td> <td>変更業務に着手するにあたり、受注者との書面による協議が行われていなかった</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指摘事項4】 1. 教育委員会事務局は、ガイドラインを定期的な研修等により監督職員に周知徹底すること。 2. 教育委員会事務局は、適正な契約変更手続きを行うためのチェックリストを作成するなど、複数名で確認する仕組みを構築し実施すること。</p>	番号	検出事項	検出内容	1	契約変更の手続きの不備	当初契約の3.5倍となる変更が生じたが、契約変更手続き後の着手が行われていなかった	2	受注者への変更内容の通知の不備	変更業務に着手するにあたり、受注者との書面による協議が行われていなかった	<p>【1】 ・業務委託における契約変更の適正な執行の徹底及び複数人で進捗管理を行う体制づくりを図るため、令和5年10月31日付けで「令和5年度監査委員監査の指摘を受けたことによる教育委員会事務局で必要となる工事案件の取扱い及び契約変更ガイドラインの再周知について（通知）」を総務課から各課あて通知した。 また、今後も定期的に周知徹底を図っていく。</p> <p>【2】 ・適正な契約変更手続きを行うため、担当者のほかに事務作業の実施状況の確認者を定め確認者が進捗を管理するチェックリストを令和5年12月28日に作成し、同日より運用していく旨、令和6年1月5日付けで課内周知した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和5年10月31日</p> <p>令和5年12月28日</p>
番号	検出事項	検出内容											
1	契約変更の手続きの不備	当初契約の3.5倍となる変更が生じたが、契約変更手続き後の着手が行われていなかった											
2	受注者への変更内容の通知の不備	変更業務に着手するにあたり、受注者との書面による協議が行われていなかった											

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第23号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 都市整備局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所管所属：都市整備局

通知を受けた日：令和6年1月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>積算をチェックする仕組みについて改善を求めたもの</p> <p>オリフィス桝の代価表を作成する過程で足掛金物の数量が間違っていた。</p> <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市整備局は、積算結果を検算するチェックリストを作成すること。 都市整備局は、上記チェックリストを活用する仕組みを構築すること。 	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算要領等を補完し、積算時のチェック体制を強化するため、積算結果を検算するチェックリストを作成した。 <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記チェックリストを活用し、各担当で確認すると共に、予定価格の決裁へ添付する仕組みを構築し、令和5年10月13日起案の決裁から運用を開始した。 (令和5年11月チェックリストを一部改訂) 	措置済	令和5年10月13日
2	<p>過積載の改善指示について改善を求めたもの</p> <p>工事受注者から改善報告書を受け取っていたものの、繰り返し過積載が起きており、実効性のある指導が出来ていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市整備局は、監督職員に対し、工事請負契約書第10条第2項、第4項の内容を研修により周知徹底を図ること。 都市整備局は、監督職員に対し、対策要領に沿って工事現場及び搬出記録書類等で過積載を確認した場合、工事受注者へ書面により実効性のある改善措置を指示することの周知徹底を図ること。 都市整備局は、過積載に対する改善指示が工事受注者に対して適正に実行されていることがチェックが出来る仕組みを構築すること。 	<p>【1】【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係職員を対象として、令和5年10月から11月に工事請負契約書第10条第2項、第4項の内容、及び過積載防止対策要領の内容を改めて詳しく説明を行う研修を実施し、工事現場で過積載を確認した場合は、現場の状況に応じた実効性のある改善指示を書面により行うことについて、周知徹底を行った。 <p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善報告書に改善指示文書の添付を義務づけるよう令和5年12月27日に過積載防止対策要領を改訂し、改善報告書を受け取った際、書面による改善指示が適正に実行されているかを、監督職員がチェックする仕組みを構築した。 	措置済	令和5年12月27日
5	<p>支払における検査調書の作成について改善を求めたもの</p> <p>保全業務委託の指示業務で、検査調書を作成せず支払いが行われていた。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>都市整備局は、検査職員に対し保全業務委託の指示業務についても、適正に検査調書を作成するよう周知徹底を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検査調書に基づく支払いについて、関係部署と事務の流れを整理し、検査調書に基づく支払いを関係職員に周知のうえ、令和5年12月11日に検査調書に基づく支払いを開始した。 	措置済	令和5年12月11日